

## 第23回

# 秋田市都市計画審議会議事録要旨

開催の日時 平成20年9月5日（金） 午前10時～午前11時35分

開催の場所 秋田市役所正庁

委員の定数 20人

出席委員 16人

議 事 議案第1号 一般廃棄物処理施設の設置位置について

審 議 内 容

議案第 1 号 一般廃棄物処理施設の設置位置について

|      |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長  | これより審議に入る。<br>「議案第 1 号」について幹事より説明願う。                                                                                                                                                                                                                      |
| 幹 事  | ( 議案の内容について説明 )                                                                                                                                                                                                                                           |
| 関係職員 | ( 同 )                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 会 長  | ただいま幹事から説明のあった議案について何かご質問、ご意見等あるか。                                                                                                                                                                                                                        |
| 委 員  | 製造過程から排ガスは発生しないという説明だが、残渣の処理過程でもダイオキシンの類のような有害物質は発生しないのか。                                                                                                                                                                                                 |
| 関係職員 | 工場へ出向き、実際どのように廃プラスチックの処理が行われているのか確認してきた。入荷した廃プラスチックは破砕、熱処理を経て、ペレットや固形燃料化するが、特に有害物質の発生はないと思われる。                                                                                                                                                            |
| 委 員  | 施設から100m以内に食料品などを扱う店が何店かあって心配である。排水を側溝に流すそうだが、その側溝の状態と、排水がどの程度汚染されているのか知りたい。また、地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素の排出量や大気汚染などに関して、どの程度影響があるのか。                                                                                                                             |
| 関係職員 | 排水処理施設からの排水は、工業団地内の専用排水路を経て第 1 種水域の新城川へ排水されるが、水質汚濁防止法および秋田県公害防止条例で定める排水基準値の B O D、C O D、S S に適合するよう管理すると共に、毎月 1 回の水質検査を行っていると考えている。温暖化防止に関する質問についてだが、加熱処理に用いる熱源は電気であり、二酸化炭素の排出はない。また、臭気に関しては、持ち込まれた廃プラスチックが汚れていた場合に、それを洗浄した処理水が夏場に若干臭う程度で、大きな問題はないと考えている。 |
| 委 員  | 資料 3 の 2 頁「容器包装リサイクル法の概要」について質問がある。廃ボトルを市民から市が収集する際にコストが生じる。市と指定法人の( 財 ) 日本容器包装リサイクル協会が交わす引取契約、その協会と再商品化事業者との間で行われる競争入札、再商品化事業者と市が受け渡しをする廃ボトルの引き渡し、この 3 者間の 3 つの取引で、収集で生じたコストをどのように回収するのか。                                                                |
| 関係職員 | 収集した廃ボトルを市が( 財 ) 日本容器包装リサイクル協会へ契約によって売り渡し、同協会がこれを再商品化事業者へ入札により売り渡すことで、コストを回収する。                                                                                                                                                                           |
| 関係職員 | 補足して説明する。特定事業者である飲料メーカーとペットボトルメーカーは、容器包装リサイクル法に基づく義務が生じる。リサイクルに資するための義務を果たす手段として、指定法人である( 財 ) 日本容器包装リサイクル協会に負担金を支払う。指定法人はこの負担金を活用して再商品化事業者へ委託費として支払い、再商品化を委託する。指定法人と市とが交わす契約方法は両者に委ねられる。                                                                  |

|      |                                                                                                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員  | 秋田市と指定法人が締結する取引契約は、どのような契約か。                                                                                                                                                           |
| 関係職員 | 各自治体が分別収集し、一般廃棄物としてリサイクルするものについて、処理先として再商品事業者へ渡す再資源の内容について、指定法人と契約を交わす。その契約に基づいて、自治体が分別収集した再資源を、再商品化事業者が各自治体に出向いて回収する。                                                                 |
| 委 員  | 契約と再資源の流れは分かった。取引契約は、金銭のやり取りが伴うものなのか。そのあたりを詳しく説明してほしい。                                                                                                                                 |
| 関係職員 | 再商品化事業者に引き渡す再資源について、秋田市と指定法人が契約を締結して指定法人に売却するという方式である。                                                                                                                                 |
| 委 員  | 金銭のやり取りが伴う契約であると認識した。一方の契約は競争入札によることは分かったが、もう一方の契約では、どのように契約金額を決定するのか。                                                                                                                 |
| 関係職員 | 市と指定法人（財）日本容器包装リサイクル協会との契約金額は、同協会が算定した金額による。昨今、民間業者が金に任せて廃プラスチックの買い取りを行っている事例も見受けられるが、秋田市の場合は国が定めるリサイクルルールに基づくスタンスをとっている。また、再商品化事業者と指定法人との契約については、民間同士の契約であることから、最低入札価格者と契約を締結するものとする。 |
| 委 員  | 排水浄化設備の能力についてだが、今後の稼働時間延長による処理量の増に伴い、設備を増設するのか、あるいは現在の設備で対応できるのか。<br>また、現在の従業者は、労働時間の延長を含め、労働環境はどう変化するのか。現在の従業者のみで今後も対応するのか、あるいは新規就労者を採用して対応するのか、労働者の計画について知りたい。                       |
| 関係職員 | 洗浄する作業はそれほど多くなく、現在の浄化装置が持つ1日あたりの最大処理量の5立米で十分足りる。<br>労働時間は、リサイクルの処理量を4.8tから9.6tに増やすことで倍になる。現在社員6名、パートタイマー6名の合計12名の社員が従事しているが、3月には新たに社員の採用を考えているようである。                                   |
| 委 員  | この工場はいつ頃から営業していたか。また、これまでにその周辺の住民や通行人や交通関係者などから苦情はなかったか。                                                                                                                               |
| 関係職員 | 操業開始が平成13年で、平成14年から容器包装リサイクルの処理を開始している。また、この事業所に出入りする車両の台数は、工業団地全体から見て多い方ではなく、これまでに周辺からの苦情はなかったと聞いている。                                                                                 |
| 委 員  | 今後、リサイクル処理の需要が増えるという推測から、事業者が処理量の増大を図ったことで、今回の審議に至ったのだが、平成13年頃の開業時は、このように審議会に諮る必要はなかったか。<br>また、この審議の後、消防関係機関との協議などが控えているようだが、それらの協議は、この審議会と関係があるのか。                                    |
| 関係職員 | 操業開始の平成13年9月から、現在と同じような処理施設として、1日あたりの処理量を5t未満として操業してきた。建物や破砕処理などの設備はこの頃に整備されたものであるが、今回お諮り                                                                                              |

したのは、これら建物等に増設などの手を加えることなく、稼働時間の延長により、1日あたりの処理量が9.6tに倍増することで、関係法令に触れるためである。

また、平成14年からは、新たにプラスチック製容器包装材の再商品化事業を開始しており、その当時は5tという基準以下での作業であったため、このように都市計画審議会へ諮る必要はなかった。今回、こうして審議を経ることとなったのは、計画する1日あたりの処理量が、基準である5tを超えるためである。

この都市計画審議会の同意が得られた場合、消防法上の問題がないかどうかの審査を受ける手続きが必要になる。

委員

議案書の資料1に許可申請書が記載されており、この中の「主要用途」の記載内容が「工場」から「ごみ処理施設」に訂正した跡があり、同様に「階別用途別床面積」の「具体的な用途の名称」の記載内容が「排水浄化設備室」から「ごみ処理施設」に訂正した跡があり、排水浄化設備がなくなったように見受けられる。先程から排水についての議論がされ、その重要性を感じているところであり、排水浄化設備は不可欠なものと思うがどうか。

関係職員

議案書5頁の記載内容についての指摘だが、この頁の説明を省略してしまい、申し訳ない。ここに記載している許可申請書が建築指導課に提出され、申請内容について審査をした。申請は建築基準法第51条に基づくものであるため、申請書にはこの条文に沿った施設名を記載するべきであると判断し、申請者に訂正を願った結果である。訂正により、取消線で排水浄化設備が消滅したと受け取ったようであるが、現在も排水浄化設備は存在するし、今後も在る。決して現地の施設を変更するものではない。

委員

騒音については、70もしくは65db以下を目標にするとあるが、施設で一番音が出るのは破砕処理工程と思われる。破砕機は説明資料の処理工程AからEまでの、どの工程にあるのか。

また、70もしくは65dbの騒音保全目標は作業場全体にかかるのか。

関係職員

5頁のAの行程に入る前に破砕を実施する。実際に破砕処理中に現地で確認したが、騒音と呼ぶほど大きな音量ではなかった。また、破砕後、風力により選別をするが、これらの過程でも騒音は最大で70db程度と聞いている。70dbという音の大きさは、通常人が会話する程度の音量といわれている。周辺は工業専用地域となっており、住家は200ないし300m先にあるが、そこに到達するまでに、音量はかなり軽減すると推測する。一般には100mにつき40db低下するといわれている。以上から、騒音についても問題はないと判断した。

委員

破砕を含めて作業は全て建物内で行われるのか。作業で生じた粉じんが大気中に飛散するという心配はないか。

関係職員

選別する際に風力を利用するので、建物内の空気が多少動くのは感じられたが、集塵機が配備されるなど、対応がなされていた。また、作業は全て建物内で行う。

委員

せっかくの機会なので申し上げる。リサイクル材料を、日本包装容器リサイクル協会を通じて北日本通商が仕入れるのは、県内だけなのか県外を含むのか分からないが、加工をしてペレットや固形燃料化したものを新潟の工場まで送ることとしている。秋田では1次処理だけであり、最終的な商品として仕上げて販売するのは他県で

あるということが、秋田らしい残念なケースだと感じる。せっかく秋田で再生原料まで加工したのであれば、何とか製品として仕上げて出荷するところまで秋田でできるよう、企業を育てることはできないものか。その辺り、是非行政に一肌脱いでもらいたい。

関係職員

このような事業者が県内に４社ほどあると聞いている。秋田市内にはこの事業者１社である。八戸市と栃木市からリサイクル材料を仕入れ、できあがった再生原料は新潟で最終的に商品化されることは、私自身も残念に思う。今後こういった展望を描けるかは、この場では申し上げることはできないが、機会があれば、そのような意見があったことを伝えたい。

中川会長

他に意見がないようなので、議決に入る。「議案第１号一般廃棄物処理施設の設置位置」について都市計画上支障がないとしてよろしいか。

各 委 員

（異議なし）

会 長

それでは、「議案第１号一般廃棄物処理施設の設置位置」については、都市計画上支障がないと答申する。

以 上